

民泊の現状と展望

2019-12-20

DK1111

みく

目次

1. 民泊の定義
2. 「民泊」の台頭
3. 民泊需要増加の背景
 - 3.1 インバウンド効果
 - 3.2 シェアリング・エコノミーの広まり
 - 3.3 日本の社会問題
4. 民泊の問題点
 - 4.1 近隣トラブル
 - 4.2 公衆衛生上の問題
 - 4.3 犯罪誘発のおそれ
5. 旅館業法の規定
6. 民泊新法による民泊の位置づけ
7. 民泊の種類
8. 民泊の課題
 - 8.1 法律のアップデート
 - 8.2 近隣住民への説明責任

8.3 違法民泊の撲滅

9. 民泊の展望

概要

民泊の需要が高まったのは、インバウンド効果とシェアリング・エコノミーの発想が広まったためである。ネットやニュースで民泊の問題点として、取り上げられるものの多くは違法な民泊であり、合法的な民泊は日本の抱える数多くの問題を一挙に解決する可能性を秘めている。違法民泊と合法民泊を区別するために新たに成立したのが民泊新法である。合法的な民泊といっても法律上の種別は1つではなく、用途・目的に応じた4つの選択肢がある。民泊新法の成立は、これまで法的にグレーな部分が多く、参入できないでいた大手不動産業や観光系企業の参入を後押しした。しかしこの民泊新法には改良の余地があり、今後に期待が高まる。民泊にはまだまだ解決すべき課題が多い。民泊を運営する側だけでなく、政府、利用する側、見守る側の4者がそれぞれ民泊についての正しい知識と認識を持つことが必要だ。

1. 民泊の定義

民泊とは、住宅（戸建住宅、共同住宅）の一部または全部を活用して提供される宿泊サービスのことをいう^[1]。自宅の空き室や投資用マンションの空き室を他人に提供することはもちろん、盆や正月に親戚を自宅に泊めることも広い意味での民泊に該当する^[1]。宿泊の場を提供する際に対価をとらなければ慈善行為となり、対価をとる場合には宿泊業となる^[2]。この論文では、後者の対価をとる宿泊業としての民泊について論じる。

2. 「民泊」の台頭

民泊という言葉は 2016 年頃からニュースなどで頻繁に耳にするようになり、同年ユーキャン新語・流行語大賞にノミネートされた^[20]ことによって世間一般に広く知られた^[3]。新ビジネスともいえる民泊の主な形態は、インターネット上で民泊サイトに物件概要を掲載し、潜在的な宿泊客とのやり取りをして、利用を確定するものである^[2]。有名な民泊サイトとして、海外の Airbnb が挙げられる。

3. 民泊需要増加の背景

民泊の需要が高まった背景にはインバウンド効果による宿泊施設のキャパシティの限界と観光客の求めるものの変化、シェアリング・エコノミーの拡大さらには日本の社会問題という大きな要因があることがわかる。民泊はうまく活用すれば、行き詰った現代の日本の問題を解決するのに十分な可能性を秘めているといえる。

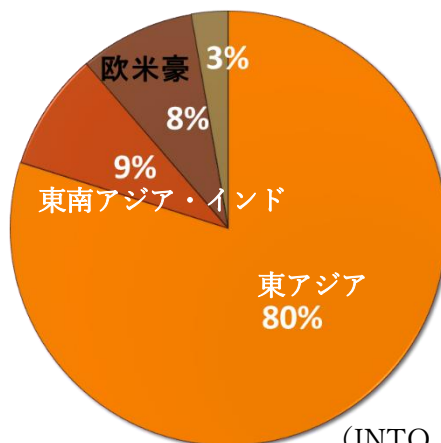
3.1 インバウンド効果

民泊の需要増加の大きな要因の一つとしてインバウンド効果による日本の宿泊施設のキャパシティの問題^[4]と観光客側が観光地に求めるものが変化^[8]したことがあげられる。

少子高齢化に伴う人口減少によって国内消費額の低迷が続いた日本では、それを訪日外国人観光客でカバーするため、政府による大々的な政策が行われた。これをビジット・ジャパン・キャンペーン（2003年）という^[4]。免税制度の拡充やビザ発給要件の緩和によって日本への旅行の敷居を下げたのである。さらに、安倍首相のアベノミクスによる円安と、東アジアをはじめとするアジア諸国が目覚ましい発展をしたことで、その地域の人々の所得水準が上がり、旅行をす

ることのできる層が増えた。図1の地域別訪日外客数シェアから、いかに東アジア諸国の旅行者が多いのかがわかる。

図1. 地域別訪日外客数シェア
(2018年2月)

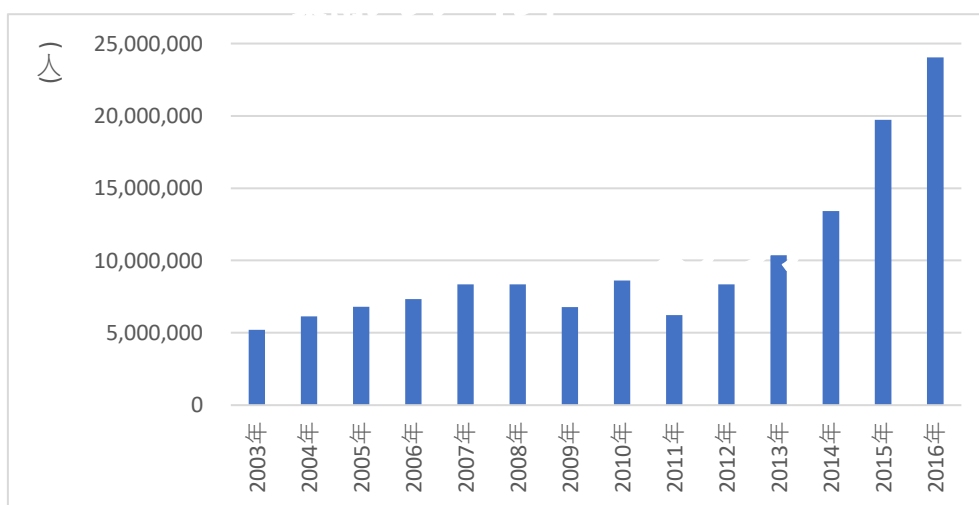


計 250万9千人

(JNTO 日本政府観光局^[21]から作成)

これらの要因が相まって、日本の外国人観光客数は年々増加の一途をたどっている^[4]。

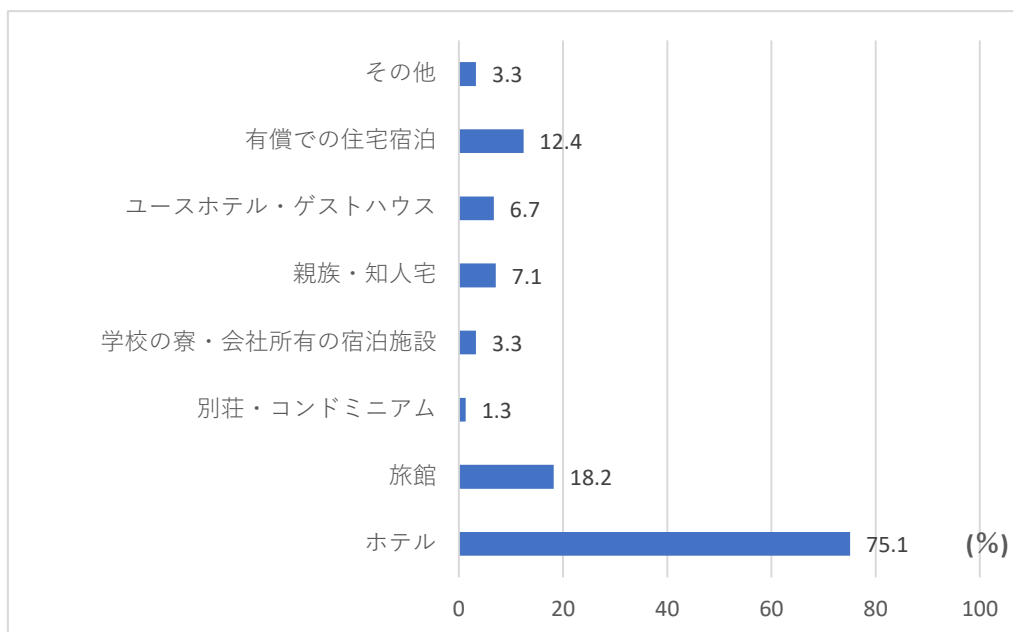
図2. 訪日観光客数の推移



(日本政府観光局 JNTO^[5]から作成)

図2は、2003年にビジット・ジャパン・キャンペーンが開始されてから2016年までの訪日外国人観光客数の年間推移である。2003年と2016年を比べるとその比は5倍以上となり、訪日外国人観光客が日本に及ぼす経済効果がどれほどのものなのかを想像することができる^[4]。しかし、訪日外国人の急激な増加に伴い、ホテルや旅館といった宿泊施設のキャパシティが足りないという新たな問題が生まれた^[4]。国内の旅館やホテルが訪日観光客で埋まり、急な出張が決まった国内のビジネスマンの泊まる場所がないといった事態も発生した^[6]。そこで少しずつ認知されるようになったのが民泊であった。

図3. 日本滞在中の宿泊施設別利用率（平成29年7月～9月）



(国土交通省 観光庁観光統計^[7]から作成)

図3は、2017年に日本を訪れた訪日観光客が利用した宿泊施設利用率を種別

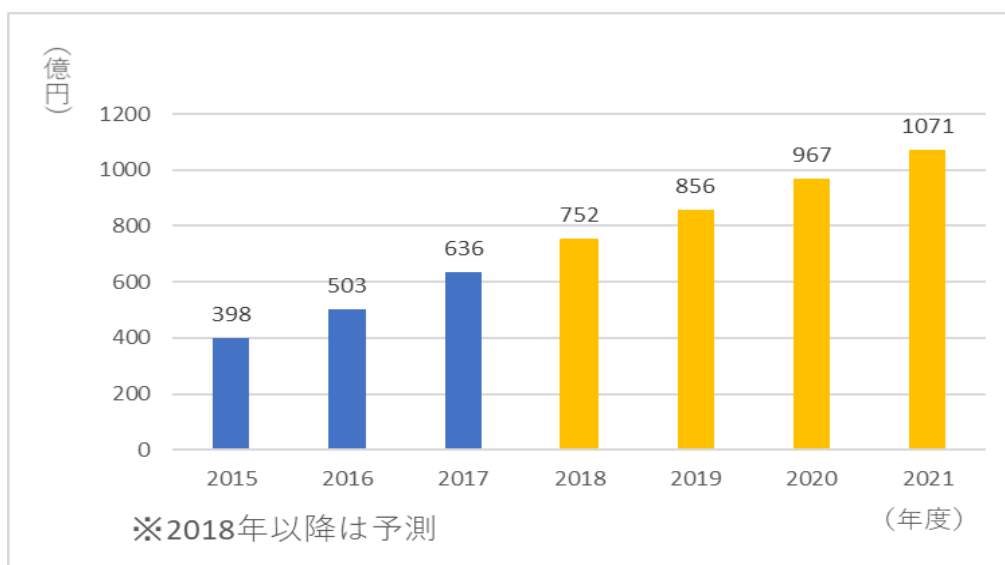
に表している^[7]。やはりホテル・旅館の人気は依然として高く、ホテルは7割強の利用率があることがわかる。一方で民泊に該当する「有償での住宅宿泊」は12.4%と数値的にはそれほどでもないが、ホテル・旅館に次ぐ利用があることがわかる。新たな宿泊形態として注目されるようになった民泊は今後さらに利用率の伸びが見込まれるだろう。

3.2 シェアリング・エコノミーの広まり

民泊需要拡大の背景として欠かせない大きな要因としてシェアリング・エコノミーの思想の広がりがある^[2]。シェアリング・エコノミーとは、乗り物・場所・モノ・人などを一人が所有するのではなくリースすることによってシェアできる仕組みである。代表的な例でいうと、車のカーシェアリング、部屋をシェアするシェアハウス、ブランドものをはじめとするアパレル関連のレンタルサービスや、フリーマーケットアプリケーションなどが人々の生活になじみつつあるように思う。さらに最近では、スマートフォンの充電器やモバイルバッテリーのシェアサービス、駅構内の傘のレンタルサービス、自転車のシェアサービスなども登場するなど、共有するという考え方がかなり浸透しているように思う。加えて家事代行など人手や近年話題のクラウドファンディングもシェアリング・エコノミーの一環であるとする見解もある^[12]。シェアリング・エコノミーは、自分

で購入してもなかなか使わないものや、毎回購入するのがためられるようなものは、利用者側が必要な時に低価格で借りることができ、シェアサービスを提供する側にも利益が生まれ、さらにはリサイクルやエコノミーといった環境問題にも好影響がある。まさに理にかなったビジネス形態である。

図4. シェアリング・エコノミーの国内市場規模推移と予測



(総務省 平成30年情報通信白書^[10]から作成)

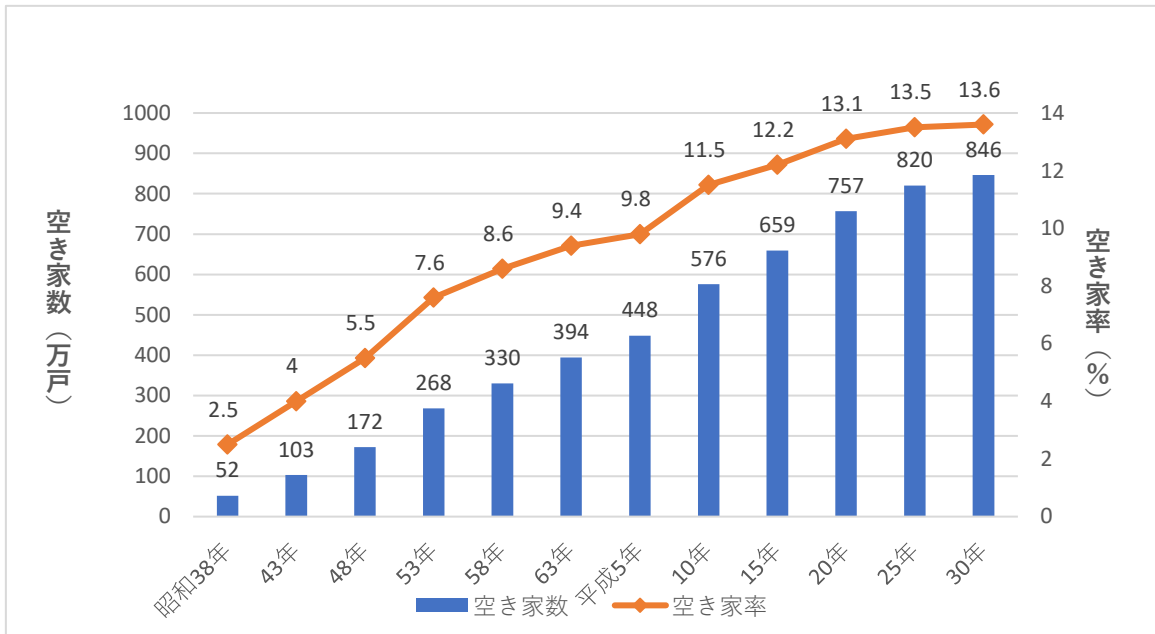
図4でわかるとおりシェアリング・エコノミーの市場規模は今後さらに拡大していく見込みだ^[10]。

3.3 日本の社会問題

現在の日本では人口減少に伴う少子高齢化によって、地方の過疎化や全国での空き家などの社会問題が深刻となっている。図5は昭和38年から平成30年

までの全国の空き家数と空き家率の推移を表している^[9]。

図 5. 全国の空き家数および空き家率の推移（昭和 38 年～平成 30 年）



（総務省統計局 平成 30 年住宅・土地統計調査^[9]から作成）

空き家数・空き家率ともに右肩上がりであって、昭和 63 年から平成 30 年までの 30 年間に 452 万戸(114.7%)の増加^[9]となっており、その深刻さがうかがえる。空き家の問題点は、主に三つある^[12]。

- ① 地域への悪影響
- ② 人身被害
- ③ 犯罪の増加

4. 民泊の問題点

新たなビジネス形態として台頭し、うまく活用すれば日本の経済回復や社会問題の解決さえも見込める民泊だが、実際には多くの問題がある。下記の民泊問題は、しっかりと法律に則って運営している民泊では、基本的には起こりえないことである。つまり、ネットやニュースで問題視されている民泊はそのほとんどが違法な民泊を指すのであって、決して法律に遵守した民泊を含めて問題視すべきではない。“違法”な民泊が民泊のイメージを下げる要因となっている。

4.1 近隣トラブル

民泊の問題として避けては通れないのが近隣住民から寄せられる苦情やトラブルである^[12]。マナーを守れない人や周りの迷惑を考えられない人はどの国にもいる上に、そもそも文化が異なる人々が一時的に隣人になるので、様々な問題が生じる。特にマンションの一室を民泊としている場合などは、騒音トラブルや治安の面での不安や苦情が多く寄せられる。

4.2 公衆衛生上の問題

公衆衛生面上の問題も発生する^[12]。法律に則って営業をしている旅館やホテ

ルなどの宿泊施設では、様々な面での衛生管理の徹底が義務付けられており、そういう衛生管理に対するコストも相当かかっている。また、きちんとした宿泊施設では宿泊者名簿等で宿泊者の身元が判明しているのので、仮に感染症などの問題があっても個人の特特定が可能であることが多い。しかし一部の民泊では、そういう細かい部分がいい加減であることが多い。国籍を越えた不特定多数の人が出入りする場所である宿泊施設では、特に感染症やトコジラミといった害虫の発生のおそれもあり、民泊の不安要素の一つとなっている^[12]。

4.3 犯罪誘発の恐れ

公衆衛生面上の問題（4.2）で上げたように、きちんとした民泊では宿泊者の身元をしっかりと確認する工程があるが、そうでない民泊では身元確認が不十分なので犯罪者が潜伏するのには格好の場所となる可能性がある^[12]。

5. 旅館業法の規定

持て余していた物件や空き家の所有者は、これほど便利な物件の活用法がある上に儲かるなら民泊の運営を始めようと思うかもしれない。しかし、実際にはそう簡単にはいかない。民泊の定義（1.）で触れたとおり、宿泊の場を提供する際

に對価をとらなければただの慈善行為で何の問題もない。しかし、對価をとる場合には宿泊業となり^[2]、場合によっては、許可を得ずに宿泊場所を提供し金銭を得ることは旅館業法に違反することになる^[12]。民泊を運営する側は、旅館業法を難しいと避けてしまう、旅館業法自体を知らない、旅館業法を無視して違法に民泊を営むなど様々なケースがあるが、全てに共通するのは旅館業法に対する敷居の高さが原因ではないかと考える。この節では主に民泊を運営する側が注意すべき旅館業法について詳しく述べる。

旅館業法^{[11][13]}は1948年に制定された法律であり、その目的は“旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与すること”とある。旅館業とは宿泊料または室料を受けて人を宿泊させる営業のことであり、宿泊とは寝具を使用して旅館業の施設を利用すること^[13]である。

また旅館業の種別には次の4種がある。

- ① ホテル営業
- ② 旅館営業
- ③ 簡易宿所営業
- ④ 下宿営業

これらの旅館業を営むには、行政からの許可が必要になる^[12]。それに加えて例えば、これから民泊を始めようとする物件がこの旅館業に該当するのかどうかの判断基準として次の4つがあり^[12]、かなり詳細に規定されている。また、民泊には旅館やホテルにはない身近さがある反面、ある種の特殊性を持っているため、従来の旅館業法だけでは民泊の細部を含むすべてを十分に規定することはできない。

- ① 宿泊料の有無（名目のみでなく実質的に寝具や部屋の使用料とみなされるか否か）
- ② 社会性の有無（親戚、知人、友人を泊める際を除く）
- ③ 継続反復性の有無
- ④ 生活の本拠か否か

仮にこれらいずれかの判断基準に該当しないのなら旅館業に該当しないとみなされ、許可を得なくても宿泊営業ができてしまう。しかし、実際には自分の始めようとする事業がこれらの判断基準を満たすのか否か、果たして許可の届け出が必要なのか否かを判断するのは法律の知識とかなりの苦勞を要する。この困難さから民泊を始める前に諦める人が多くいる。つまり、民泊を始めようとする人にとって旅館業法の壁は高い。また、民泊を經營するにあたって、旅館業法をはじめとするさまざまな細かい規定や許可を必要とすること

自体を知らない人も多く、何の悪気もなく違法民泊を経営してしまっているケースもある^[12]。さらに、許可をもらうのもそれほど簡単ではないので、違法とわかっていながら許可なしで違法民泊営業をする人もいる。民泊に対する身近さは感じているものの、いざやってみようとなると法律という何やら難しそうな壁にぶつかってしまうのである。

6. 民泊新法による民泊の位置づけ

これまでグレーゾーンの多かった民泊だが、民泊新法によって法制化されてルールが明確になり、コンプライアンスの点から参入を控えていた大手不動産業や観光系企業も参入し、さらに市場が拡大することが予想される^[14]。

旅館業法が規定するもの（5.）で述べたとおり、民泊という特殊性のあるビジネス形態を旅館やホテルと同じく従来の旅館業法でひとまとめに規定するには十分でない部分が多い。そこで、民泊のしっかりとした法的位置づけをするため2017年6月に住宅宿泊事業法(民泊新法)が成立した^[2]。これは民泊の基本的なルールを定めたものである。ここではその住宅宿泊事業法(民泊新法)と旅館業法、さらに特区民泊を比較していく。

図表1. 旅館業法・民泊新法・特区民泊の比較

	旅館業法	民泊新法		特区民泊
	簡易宿所営業	家主居住型	家主不在型	(例：大阪府)
行政への手続者	事業者	家主居住型	管理者	事業者
行政への申告	許可	届け出	登録	認定
営業日数上限	なし	180日	180日	なし
宿泊日数制限	なし	なし	なし	2泊3日以上
宿泊人数制限	なし	なし	なし	なし
苦情受付者	事業者	家主居住型	管理者	事業
フロント設置	原則なし	なし	なし	なし
住居室床面積	3.3m ² 以上	なし	なし	25m ² 以上
行政の立入検査	あり	あり	あり	条例で制定
住居専用地域での営業	✕	○	○	✕
自動火災報知機	要	要	要	要
契約形態	宿泊契約	宿泊契約	宿泊契約	賃貸借契約
目的	投資収益	文化交流	休眠地活用	投資収益
収益性	○	△	△	○

(大阪空室繁盛^[15]から引用)

特区民泊とは、国家戦略特区として特別に指定され民泊条例を制定した地域

で行うことができる民泊である^[12]。地域によって規定が異なるが、図表1では一例として大阪府の規定を挙げている。大阪府の特区民泊では、特に2泊3日以上以上の宿泊が条件となっている。

旅館業法と民泊新法の決定的な違いとして、最も大切なのは営業日数の上限である。日本における民泊新法で定められた民泊とは、旅館・ホテルとの区別のため、あくまで生活の本拠として使用されている家屋、または賃貸借の期間満了後新たな入居者の募集が行われている家屋など居住のためのスペースを、一時的に貸し出す副次的なビジネスとして位置づけられており^[2]、年間の提供日数が180日以内と定められている。これは、特定の季節にしか客が来ない旅館が民泊に切り替えることによって旅館に課せられる様々な規制から逃れることを防ぐ^[2]などの目的があり、旅館業法による宿泊サービスと民泊の違いを明確にする狙いがある。

7. 民泊の種類

ここまで民泊とはどういうものなのか、その問題点（特に違法民泊）について述べてきた。では、法律を守りながら合法的な形で民泊を運営する手段としてはどういったものがあるのか。現時点では4つの選択肢がある^[12]。

- ① 簡易宿所
- ② 特区民泊
- ③ イベント民泊
- ④ 農家民宿

8. 民泊の課題

4.～6. では民泊の問題点について述べたが、新法の成立（7.）などによって民泊は確実に前進していることがわかる。ここでは、今後民泊産業をさらに拡大するにあたっての課題をいくつか挙げている。民泊にはまだまだ解決すべき課題が多い。政府、民泊を運営する側、利用する側、見守る側(近隣住民)の4者がそれぞれ民泊についての正しい知識と認識を持つことが必要だ。さらに、現在は何かと閉鎖的な民泊をもっとオープンにしていくことが、これらの課題を解決する一歩となるだろう。

8.1 法律のアップデート

2017年に民泊に関する基本的なるルールを盛り込んだ住宅宿泊事業法（民泊新法）が成立した（7.）が、まだまだ改善の余地はある。例えば、民泊が旅館業

法で旅館やホテルと同じ宿泊業として規定されていたときには旅館業法が規定するもの(5.)で挙げたように旅館業法の敷居が高いので問題が発生していた。民泊新法が成立すると、あらゆる点において民泊への規制緩和がなされた。しかし、今度は年間営業日数が180日以内に定められたことがネックとなり、それ以上の営業日数を望む者が民泊の運営から遠ざかることとなった。したがって、民泊新法には今後さらなる改善の余地がある。

8.2 近隣住民への説明責任

民泊の問題点(4.)で触れたとおり、近隣トラブルは今後も民泊の課題となっていくであろう。決して人種差別ではないが、住み慣れた街に普段は見ない明らかに自分とは違う人種の人が入り出す光景は、やはり少し異様で構えてしまうことが多いだろう。日本のグローバル化が進んでいないだけと言えばそれまで、そこもまた反省すべき点であろうが、民泊への近隣住民のぬぐえない不安の多くは情報の少なさに起因するのではないか。そもそも自身の住むマンションや地域内の家屋が民泊として開放されていることを知らない人が多いのではないだろうか。住宅宿泊事業法(民泊新法)では民泊利用者へ周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関して必要な事項の説明をすることが義務付けられている^[16]。近隣住民に対しては、一応法律で「住宅宿泊事業者は、届出住宅ごと

に、公衆の見やすい場所に、国土交通省令・厚生労働省令で定める様式の標識を掲げなければならない」（民泊新法第 13 条）とされている。しかし、「公衆の見やすい場所」という曖昧な表現なので、仮にマンション内に掲げたとしても、そのマンション周辺の住民は標識を確認することはできない^[16]。

筆者は民泊運営者には周囲に対して知らせる義務が、周辺住民には知る権利が十分にあると考える。大阪ではいわゆる“民泊マーク”を観光局が制作していて、そのマークのある建物が認定を受けた民泊施設であることを広く周知し、適法民泊施設の普及促進を図っている^[17]。

全国の民泊でこのような誰にでもわかりやすい民泊マークを貼ったり、回覧板や掲示板で民泊を始めたことを掲示するなどして周辺地域に知らせるなどの施策をすべきではないだろうか。自分の住んでいる地域で民泊が始まったという情報を事前に知ってるのといないのとでは、その後抱く不安や不満の度合いが変わってくるであろう。

8.3 違法民泊の撲滅

住宅宿泊事業法(民泊新法)の成立によって、それまでグレーゾーンで運営していた民泊の合法性が随分とはっきりしたことは確かだが、まだまだ改良の余地がある新法(8.1)では抜け穴が多いと考えられる。今後民泊が抱える問題の根

源ともいえる違法民泊の取締り強化を期待したい。実際に観光庁は、2019年4月1日から、違法民泊業者摘発のために、住宅宿泊仲介業者と連携して、許可済み民泊事業者および特区民泊事業者リストを基にして、悪質ななりすまし違法民泊業者の取締りを強化する動きを見せ^[18]、違法民泊の取り締まりは今後さらに徹底していこう。

9. 民泊の展望

民泊は近年注目され始めた新しい宿泊業態である。したがって、まだまだ発展段階であって解決すべき課題が多い。しかしその分、それらの課題をカバーしながら市場を広げていければ、日本の抱える多くの問題を解決する可能性を秘めている。民泊の需要増の背景(3.)でも触れとおり、日本国内での民泊の需要は追い風を受け、今後もさらに高まっていくと考えられる。また、国外からの需要だけでなく、日本国内でのシェアリング・エコノミーの広まりによって他人とあらゆるものを共有することへのハードルが下がっていることでライブの遠征や大きなイベントで一時的に宿が必要となる場合など、国内からの需要も見込める。民泊を一戸一戸の個別の利活用として考えるのではなく、地域全体で民泊利用者を顧客にするといった発想もある^[2]。そうすれば地域全体で民泊を営むので違

法民泊の予防につながり、周囲への情報提供の不足によって近隣住民の不安を未然に防ぐことができる得策といえる。さらに、旅行者と住民の交流を広げる交流促進型の民泊推進案もある^[19]。訪日外国人観光客の需要がモノからコトへと変遷している（3.1）ことを利用した策である。この案は利用者だけではなく近隣住民にも開かれた民泊の形態といえる。

大切なのは民泊が運営者・利用者のみならず関わる全ての人（ステークホルダー）に対してよりオープンになることである。そして、運営も利用もしない見守る側の近隣住民もただ受け身でいるのではなく、民泊を知ろうと自らアクションを起こす必要があると考える。民泊は周囲を巻き込み協働することによって、より安全で便利なものへと変わる。そうすることによって、日本の様々な社会問題と民泊自体の問題が互いに補い合い、共存またはそれ以上のプラスの効果を生み出すことが可能になるだろう。すべての歯車が噛み合うまでにはまだ時間がかかるが、民泊は着実に前進している。

謝辞

この論文を作成するにあたり、西村和夫教授には細やかな指導をいただきました。この場を借りて深くお礼申し上げます。また、参考にさせていただいた文献・web ページの著者・作成者の方々にも、心から感謝申し上げます。

参考文献

- [1] 石井くるみ, 「民泊のすべて」, 大成出版, 2018-4-20.
- [2] 浅見泰司, 民泊の現状と展望, 民泊を考える (PROGRES), 2018-5-15.
- [3] ユーキャン新語・流行語大賞全受賞記録, 閲覧日 2018-09-24,
<https://singo.jiyu.co.jp/nominate/nominate2016.html>
- [4] 張 兵, 「訪日中国人からみた中国と日本“インバウンドのあり方”」, 日本橋報社,
2016-9-22.
- [5] 訪日外客統計の集計・発表, JNTO 日本政府観光局, 2018-03-20, 閲覧日 2018-06-09.
https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/data_info_listing/index.html?tab=block2
- [6] 牧野知弘, 「民泊ビジネス」, 祥伝社, 2016-08-10.
- [7] 訪日外国人消費動向調査, 国土交通省 観光庁, 2017-11-15, 閲覧日 2018-09-24.
<http://www.mlit.go.jp/common/001210340.pdf>
- [8] 増える外国人観光客・在留外国人 今迫られる対応とは, KDDI, 閲覧日 2018-06-10.
http://www.kddi.com/business/column/20171031/translation_interpreter/
- [9] 平成 30 年住宅・土地統計調査, 総務省統計局, 閲覧日 2019-12-01.
https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2018/pdf/g_gaiyou.pdf
- [10] 平成 30 年情報通信白書, 総務書, 閲覧日 2019-12-06.

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd125320.html>

[11] 旅館業法, Wikipedia, 閲覧日 2019-12-04.

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%97%85%E9%A4%A8%E6%A5%AD%E6%B3%95>

[12] 三口聡之介, 「民泊ビジネスのリアル」, 幻冬舎, 2016-12-16.

[13] 旅館業法概要, 厚生労働省, 閲覧日 2019-12-04.

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei04/03.html>

[14] 民泊新法完全ガイド, OZENSinsight, 閲覧日 2019-12-08

<https://blog.zens.tokyo/?p=664>

[15] 特区民泊と民泊新法にまつわる誤解, 大阪空室繁盛, 閲覧日 2019-12-09.

<https://94284.jp/>

[16] 佐藤康之, “不動産業から見た民泊の法的問題点”住宅宿泊事業法の施行後の対応を中心に“, 民泊を考える (PROGRES), 2018-5-15.

[17] 民泊マークについて, 大阪市, 2019-11-25, 閲覧日 2019-12-09.

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000404777.html>

[18] 観光庁、4月から違法民泊取り締まりを強化, 新築ハウジング, 2019-02-06, 閲覧日 2019-12-09.

<https://www.s-housing.jp/archives/156213>

[19] 矢ヶ崎紀子, 観光振興と民泊, 民泊を考える (PROGRES), 浅見泰司+樋野公宏編著, 2018-05-15.

[20] ユーキャン新語・流行語大賞, 閲覧日 2019-12-20.

<https://www.jiyu.co.jp/singo/index.php?eid=00033>

[21] JNTO 日本政府観光局, 訪日外客統計の集計・発表, 2019-12-20 参照.

https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/data_info_listing/index.html?tab=block2